

村山市外の届出保育施設等をご利用の方へ

村山市外の届出保育施設等の 保育料について補助します

村山市にお住まいで届出保育施設等（認可外保育施設・企業主導型保育施設）に入所している児童がいる場合は、保育料について補助します。

補助金を受けるには保護者からの申請が必要です。このたび前期分（4～8月分）について申請を受け付けますので、該当する方は①補助金交付申請書（別紙様式1－2）、②各届出保育施設等から児童毎に「在園証明書兼保育料等受領証明書（別紙3）」を記載してもらったもの、③請求書、④申請者名義の金融機関の通帳の写しを、市役所子育て支援課に9月30日(火)まで 提出してください。

〔申請書の用紙は、市子育て支援課・市ホームページに用意しています〕

※村山市内には届出保育施設等はありません。市外の届出保育施設等を利用の方のみ申請が必要になります。

◆補助金の対象者

1. 村山市内に住所がある。
2. 届出保育施設等（認可外保育施設・企業主導型保育事業所）を利用している。
3. 保育料の滞納がない。

※幼児教育・保育無償化の対象になった児童を除く。

◆補助金の額

- ・1人目は、保育料の2分の1（月額上限14,000円）
- ・2人目以降は、保育料の全額（月額上限28,000円）

※村山市では18歳までの子どもを判定対象とし、最年長の子どもから順に1人目、2人目、3人目と数えます。

◆補助金の申請

- ・前期（4～8月分）については9月30日（火）までに申請をお願いします。
- ・市で審査した後、10月末ごろに指定した口座に補助金を振り込みます。